

令和6年度・介護職員等処遇改善加算計画

令和6年4月1日

加算の見込額	67,130,416
賃金改定の見込額	68,000,000
【令和6年4月、5月(現行)処遇改善加算とベースアップ加算の取り組みについて】	
賃金改善を行う方法及び支給対象者	処遇改善加算 ①介護職における令和2年4月以降に実施された昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。 ②、①の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ③令和6年4月～令和6年5月の夜勤手当に2,000円/1回を上乗せして支給する。 ④上記の他、一時金として介護職員全体に対して、実労働時間（有給含む・時間外除く）で按分した額を支給する。
	ベースアップ加算 ⑤介護職員においては9,000円/月 ⑥介護職以外の職員においては、本俸の昇給（ベースアップ含む）の財源に充当する。 ⑦昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ⑧ベースアップ加算総額から介護職員支給分と介護職以外の職員支給分の差額を一時金にて支給。
	●①③⑤⑥は令和6年5月、6月に支給する。 ●②⑦は令和6年6月に賞与として、④⑧は令和6年6月に一時金として支給する。
【令和6年6月以降、介護職員等処遇改善加算の取り組みについて】	
賃金改善を行う方法及び支給対象者	①介護職員においては旧ベースアップ加算時の9,000円/月と介護職員処遇改善支援補助金の6,000円/月は維持し支給する。 ②介護職における令和2年4月以降に実施された昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。 ③、②の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ④夜勤の回数に応じた、夜勤手当2,000円/1回を上乗せして支給する。 ⑤介護職以外の職種の令和6年4月以降に実施する昇給（ベースアップを含む）の財源に充当する。 ⑥、⑤の昇給によって増額する賞与の財源に充当する。 ⑦上記の他、全職員に対して実労働時間（有給含む・時間外除く）で按分した額を一時金として支給する。
	●①②④⑤は令和6年7月～令和7年4月に支給する。 ●③⑥は令和6年12月に賞与として、⑦は令和6年12月、令和7年3月・4月に一時金として支給する。